

(参考様式2)

### 事前点検シート

計画主体名	栃木県・栃木県足利市		
計画期間 実施期間	H20～H23 H20～H22	総事業費(交付金)	49,300千円(24,650千円)

#### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	✓	定住等の促進に資する目標を設定しており、法第1条及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	✓	第6次足利市総合計画に位置づけられている
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	✓	事業地区の受益者の同意は得られている。
事業の推進体制は確立されているか	✓	事業実施主体である三栗谷用水土地改良区と連携を図り、事業の推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	✓	基盤整備を行うことにより、農業従事者の意欲の向上や生産性を向上させ農家戸数減少の抑制を図る。
計画期間・実施期間は適切か	✓	計画期間がH20～H23の4カ年、事業実施期間がH20～H22の3カ年で適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	✓	交付限度額(事業費×交付額算定交付率(50%))の範囲内である。

#### 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	✓	新たに農業用排水路を整備するものである。
増改築等若しくは合体系又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	✓	交付対象は農業用排水施設であり、耐用年数は40年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	✓	土地改良事業における経済効果の測定方法に基づき算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	✓	投資効率=1.20
事業内容、事業実施主体等については実施要領等に定める要件等を満たしているか	✓	実施要領別表(1)生産基盤及び施設の整備、基盤整備に該当し、事業実施主体は三栗谷用水土地改良区である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	✓	事業実施主体は三栗谷用水土地改良区であり、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	✓	積算基準(歩掛)は県のものに準拠しており、適正な事業費算出を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	✓	計画水路の基礎材として、再生骨材(RC-40)を利用し、コスト削減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	✓	整備予定箇所は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	✓	既存農業用排水施設の改修のため、新たな施設用地の確保の必要はない。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	✓	一部自己資金、一部起債により整備を行う。起債計画については十分検討を行っている。(3月総代会で承認を得る予定)
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	✓	整備後の施設は三栗谷用水土地改良区維持管理計画に基づき管理を行う。
収支を伴う施設等については収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合併施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること

注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。